

議員提出決議案第1号

町職員の準公金横領を受けて、業務改善を求める決議について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

令和7年12月10日

二宮町議會議長 前田憲一郎 殿

提出者	二宮町議會議員	渡辺 訓任
賛成者	同	小林 幸子
同	同	岡田幸次郎
同	同	一石 洋子
同	同	羽根かほる
同	同	小笠原陶子
同	同	松崎 健
同	同	浜井 直彦
同	同	根岸ゆき子
同	同	古谷 健司
同	同	善波 宣雄
同	同	大沼 英樹
同	同	野地 洋正

〔提案理由〕

町職員の準公金横領を受けて、業務改善を求めるため。

## 町職員の準公金横領を受けて、業務改善を求める決議

先般、町職員による農業関係4団体の預金口座から現金を不正に引き出したことが発表され、関係職員に対する処分が行なわれた。さらに、町長と副町長についての処分の考えが示された。

本事案の発生は、極めて遺憾である。

町行政への信頼を取り戻すためには、一定の方向が示されているものの、町民の疑問に応えるとともに、早急な業務改善が求められる。

当町でこのような不祥事を根絶することは、町議会としての責務である。

本件については、すでに経緯、概要の説明がなされているが、改めて以下の点を強く求め、決議する。

### 記

1. 町議会に対して、詳細の調査報告を示すとともに、業務上の問題点を明らかにすること。
2. 危機管理の方針、再発防止・業務改善の具体的方策について、早急に示すこと。

令和7年12月10日

神奈川県中郡二宮町議会